



SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 19日 土曜日

午前中、ADPプレナリーが開催され、多様なアプローチの枠組みに関するAWG-LCA会合期間中ワークショップも開催された。午後、新しい市場ベースメカニズムに関するAWG-LCA会合期間中ワークショップが開催された。午前中と午後、SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCAの下、多数のコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。

ADP

午前中、ADPプレナリーが再開し、COP副議長のVan Lieropは、COP 17議長が Sandea de Wet (南アフリカ) に対し、自分に代わりADPの議長を務めるよう委任したことを締約国に伝え、ADPの議長団がボン会合の終わりには選出できるよう、Diseko大使が進行役を務める非公式協議での一層の努力を促した。

議長のde Wetは、役員選出での合意を得るべくDiseko大使と共に努力するよう奨めた。同議長は、この協議を保留しつつADPの作業を進められるようにした点を祝した。議長のde Wetは、続いて議題書(FCCC/ADP/2012/1)の採択を提案した。

サウジアラビアは、議題書は選出された役員によってのみ採択されると論じ、議長が選出されない中でどのようにADPの作業を開始できるのか疑問視した。同代表は、非公式なセッティングであれば暫定議題書および作業構成書に関する作業を行う意思があると表明した。多数の締約国が、ADP議長に関する合意は保留し、ADPの下でCOP議長が議論を指導するとの金曜日の合意を想起し、今回の議事進行の適法性を再確認した。事務局は、手順規則草案によると、議題書を採択するのはADP自体であり、議長は単にプロセスの進行役を務めるに過ぎないと明言した。事務局は、法的にADPの議題書採択を妨げるものはないと指摘した。

中国は、事務局に対し、ADP暫定議題書の各項目の根拠を説明するよう要請した。事務局はこれに応じ、第3項目(決定書 1/CP.17に則った作業計画)および第4項目(緩和野心向上の作業計画)は決定書 1/CP.17(行動強化のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会設置)に基づき暫定議題書に記載されたと説明した。

中国は、決定書1/CP.17の構成を慎重に審議するよう促した。同代表は、第4項目をADP議題書に入れるべきかどうか疑問視し、決定書 1/CP.17は緩和野心向上の作業計画をADPに入れるべきとは規定していないと

指摘した。同代表は、2021年以降の展望がADPの根幹の課題であると強調し、野心度の引き上げは緩和だけに限るのではなく技術、資金、キャパシティビルディングの実施手段にも言及すると指摘した。

AOSISの立場で発言したナウル、LDCs の立場で発言したガンビア、その他バルバドス、グレナダ、スイス、EU、米国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、日本、コスタリカは提案された通りの議題書を採択するよう促した。グレナダは、議題書が採択されたところで作業に優先順位をつけるよう提案した。

EUは、緩和野心の強化に関する作業計画がダーバンパッケージの基幹要素であると強調した。バルバドスは、ダーバン で提案された決定書草案には2021年以降の展望のみが記載されていたが、最も脆弱な諸国はこの提案を拒否したと説明した。同代表は、第4項目に「2020年までの緩和野心」との記述を加え、修正するよう提案した。

中国は、議題書第3項目を「緩和、適応、資金、技術開発と移転、行動および支援の透明性、キャパシティビルディングに関する作業計画」と修正するよう提案した。同代表は 第4項目の削除も求めた。シンガポールは、記載されていない項目が排除される可能性を避けるため、特定の問題をリストアップすることに警告した。

ブラジルは、緩和野心強化に関する作業計画はADP合意の一環であると認識し、この問題に関する議論は単に緩和に言及するよりも広範囲なものになると強調した。同代表は、ADPの作業の中心は新しい制度の交渉であり、作業の2つの要素は分離されると強調した。

ベネズエラは、ダーバンでは自国が決定書 1/CP.17に関し正式に留保したと指摘し、先進国は京都議定書の第二 約束期間のQELROsを提出しておらず、既にダーバンパッケージに「違反」していると強調した。同代表は、ボリビアの支持を受け、議題書に脚注をつけ「決定書 1/CP.17の実施は、合意は守られるべき (*pacta sunt servanda*) の原則に則り、国際法遵守を基礎に検証されるべきであり、さらにはUNFCCCとその京都議定書の全面的な尊重および遵守を実現できなかった場合を除き、その制度の締約国である締約国のために検証されるべき」とするよう要請した。

ベネズエラは、この脚注は自国が議題書の採択を支持する上で「不可欠である」と 強調した。米国、シンガポール、スイスは、脚注を含まないことを希望すると表明した。

シンガポールは、議題項目3 を提案通り採択し、緩和野心作業計画に関する第4項目は「決定書 1/CP.17に則る」と付加する修正を行うよう提案した。

フィリピンはエジプトの支持を受け、決定書 1/CP.17の「おいしいとこ取り (cherry-picking)」に警告を發した。同代表は、第4項目は削除し、第3項目は「決定書 1/CP.17の全ての要素に則り作業を計画する」と修正するよう提案した。

日本は、可能な限り早期に実質的な作業に入る必要があると強調し、現在の暫定議題書は各締約国の懸念に応じられるだけ一般的なものと述べた。

議長のde Wetは、ダーバンの成果は「極めてバランスのとれた」ものであったと強調し、議題項目の削除は困難であると述べた。同議長は、議題書を提案された原案どおり採択し、締約国はADPでの作業を開始する用意があると国際社会に「極めて強力な (a tremendous)」メッセージを発信するよう促した。

フィリピンは、エクアドル、ボリビア、マレーシア、アルゼンチン、イラン、その他の支持を受け、議題書の採択に反対し、第4項目は削除し第3項目には決定書 1/CP.17の「全ての要素」を入れると修正する自国の最初の提案を強調した。グレナダ、EU、バルバドス、その他はこの提案に反対した。これら諸国は、スイス、その他と共に、議長が提案したとおりの議題書原案通りの採択を支持すると繰り返した。

中国は全ての締約国の意見を反映させる必要があると強調し、フィリピンの「建設的な提案」に注目し、議題書が採択されたなら作業構成についても具体的に議論できると述べた。

シンガポールは、チリ、米国、韓国、コスタリカ、コロンビア、ガンビアの支持を受け、自国提案を再度説明し、これは2つの議題項目の違いはそのままに、第4項目を保持し、同時に「決定書 1/CP.17に則り」との表現を加えると明言した。

更なる審議の後、シンガポールは、第3項目はフィリピンの修正案どおりとし、第4項目は自国の修正通りとする組み合わせを提案した。合意には至らなかった。

中国は第4項目を保留するとの自国の案が締約国に提案されていないと嘆き、「議長職」の定義を明確にするよう求め、COP議長にはだれでもADPの議長を務めるものを任命する無制限の権力があるのかどうかを問うた。議長のde Wetは、中国の提案を支持する国がないことを強調した。同議長は、提案された議題書に基づき暫定的に実質審議を開始し、議題書については非公式協議を行うことを提案した。

通訳がないことに対する中国の議事進行上の問題が指摘された後、会議は午後3時過ぎに閉会された。議長のde Wetは、ADPプレナリーは火曜日に再開される可能性が高いと連絡した。

AWG-LCA

多様なアプローチの枠組に関するワークショップ：午前中、AWG-LCAの下での会合期間中ワークショップが開催された。



多様なアプローチの枠組に関する一般審議：最初のセッションは、市場ベースメカニズム非市場ベースメカニズムなど、枠組みに入れうるUNFCCC以外の多様なアプローチの一般審議が行われた。

事務局は、締約国およびオブザーバー提出文書 (FCCC/AWGLCA/2012/MISC.4 and Add.1)に関し報告し、共通点および差異の概要を説明し、統治構造、目的、新しい市場ベースメカニズムとの関係への言及に焦点をあてた。

日本は、市場利用の機会など、多様なアプローチに関する自国の見解を強調した。同代表は、既存の市場メカニズムと締約国主導のアプローチは相互に補い合うべきだと指摘した。

アラブ首長国連邦は、透明性のある交渉の土台を提供する上でこの枠組みがどういう役割を果たせるか提示した。

ボリビアは、公平性の原則に基づき運用される提案として気候正義メカニズムを提起した。

信頼性あるシステムの設計および実施：第二セッションでは、市場ベースおよび非市場ベースのメカニズムにおいて環境上の十全性および信頼性を確保するため必要とされる要件が議論された。

CENTRE FOR EUROPEAN POLICY STUDIES (欧州政策研究センター) は、次の項目など、審議すべき問題に焦点を当てた： UNFCCCのメカニズムとUNFCCC以外のメカニズムとの関係；新しい市場ベースメカニズムの基準となるものに関する見解；この基準を適用する範囲。

ENVIRONMENTAL DEFENSE FUND (環境防衛基金) は、新しい市場ベースメカニズムの効果を高め、リスクを削減する信頼性のあるシステムに関する情報を提示し、UNFCCCの参加では「可能性が連続する (continuum of possibilities)」と指摘した。

INSTITUTE FOR POLICY STUDIES (政策研究所)は、最低限の基準を決定し上訴プロセスを強化する必要性など、クリーン開発メカニズム (CDM)での「学習事項 (lessons learned)」について説明した。

熱帯雨林諸国連合 (COALITION FOR RAINFOREST NATIONS) は、新しい市場ベースメカニズムにおけるREDD+の役割を探求した。

その後の議論において、ボリビアは、REDD+市場メカニズムに対する「深い懸念 (deep concern)」を表明し、透明性や十全性を計る手段がないと指摘した。熱帯雨林諸国連合は、国内モニタリングシステムの必要性を強調した。シェラレオネは、二国間または国内の市場が市場メカニズムの環境十全性を損なうことはないのかと質問し、ENVIRONMENTAL DEFENSE FUNDは透明性および環境十全性の基準が重要であると強調した。

可能性あるリスクの管理：第三セッションは、一つ以上のメカニズムを横断する同等の緩和努力を計算する場合に発生するリスクに焦点を当てた。

ニュージーランドは、宣言モデル (Declaration Model) を暫定的に用いるとする自国の提案を繰り返し、このモデルは、締約国がどのようなユニットを用いるか公表する場を与え、現世代に手法論を作成し、このようなユニットが真の検証可能な排出削減であることを実証すると述べた。

AOSISは、AOSIS提出文書について説明し、基準およびアプローチに関する作業計画は検証済み緩和成果を確保し、二重計算を避けるものでなければならないと強調した。

気候行動ネットワーク (CAN)は、二重計算のタイプについて論じ、これを避けるには CDM、新しい市場メカニズム、地域内取引メカニズムの間の補足関係について、明確な算定規則、専用規則を設定し透明性を確保するのが最善の方法であると述べた。

締約国は、宣言モデルの明確化、自主的なレンジ、新しい市場メカニズムへのアクセス推進など、プレゼンテーションの多様な側面について議論した。

新しい市場メカニズムに関するワークショップ：AWG-LCAの新しい市場ベースメカニズムに関する会合期間中ワークショップは午後に開催された。

事務局は、締約国およびオブザーバー組織の提出文書の概要(FCCC/AWGLCA/2012/MISC.6 and Add. 1 & 2; FCCC/AWGLCA/2012/MISC.7)を提示した。

モデルの概念：ワークショップの第1部はモデルの概念に焦点を当てた。

EUは、新しい市場ベースメカニズムの規則と手順を説明し、その実施はホスト国次第であるとし、メカニズムは次のようなものと述べた：UNFCCCの下での共通する一連の規則の対象とする；二重計算を回避する；環境十全性を推進する；新しい資金源を提供する。

中国は、CDMに匹敵するプロジェクトベースメカニズムを提案し、これは次のようなものになると述べた：排出削減での費用効果を高める；先進国については参加適格性の必要条件の対象となる；国内努力を補う；二重計算を避ける；途上国に排出削減約束を導入するものではない。

エクアドルは、第一に排出回避へのインセンティブを提供し、費用効果の高い排出削減を達成し、国家の参加を増やし、公平性を強化するべく設計された「正味回避排出量 (net avoided emissions) 」メカニズム (NAE) を提案した。

国際排出量取引協会 (INTERNATIONAL EMISSIONS TRADING ASSOCIATION (IETA)) は、特にクレジットの継続性、代替可能性をもたらすセクター別クレジットメカニズムについて説明した。

技術要素：ワークショップ第二部は、新しい市場ベースメカニズムの技術要素に焦点があてられた。

経済協力開発機構(OECD)は、クレジットのベースライン設定およびその利用について説明した。

AOSISは、新しい市場ベースメカニズムは産業部門、エネルギー部門、運輸部門など相当量の排出削減を必要としている部門に焦点を当てるべきだとし、途上国にも参加の機会を提供する必要があると強調した。

ドミニカ共和国は、コスタリカ、パナマ、ペルー、メキシコに代わり発言し、市場ベースアプローチに関する戦略計画を提示し、これは異なる部門を横断し地方経済の大半を対象とする計画や措置をとることで、国内主導かつ自主資金の行動をとるものだと述べた。

CENTRE FOR CLEAN AIR POLICY (きれいな空気政策センター) は、同センターが提出した文書の主要要素を強調し、支援を受けたNAMAsはその基となるグリーンな投資の経済的実行性改善するよう設計されると指摘する。同代表は、途上国の民間部門が風力発電など投資を受けた基礎的なプロジェクトから得るものの方が炭素クレジット取引から得るものより大きい可能性があるとして述べた。

締約国は、セクター別アプローチの多様な定義などプレゼンテーションの技術的な側面について議論した。

実施に伴う課題：ワークショップの第三部は、実施に伴う課題について議論した。

日本は、CDMが改善されるなら日本はその継続を支持するとし、新しい市場ベースメカニズムでは、プロジェクト別やセクター別のアプローチなど広範なアプローチを可能にすべきだと指摘した。

ボリビアは、炭素市場が環境上の問題を招いたと強調し、さらに市場ベースのアプローチは経済、環境、社会にとり非効率なものだとも指摘した。

CARBON MARKETS AND INVESTORS ASSOCIATION (炭素市場投資家協会) は、国内レベルでは制度面の能力を強化する必要があると強調し、新しい市場メカニズムの実施は国内レベルでの炭素アセットマネジメント次第であると指摘し、これにはデータ収集、範囲および部門の定義づけ、MRVのアレンジが含まれると述べた。

KfWは、途上国経済において緩和行動をとる引き金について議論した。これには炭素と間接に関係する政策の実施、たとえば標準や規制、税金や科料、補助金、その他の市場および非市場ベースのインセンティブの導入が挙げられる。

プレゼンテーションに続いて、特に次の問題が議論された：プロジェクト別アプローチ、セクター別アプローチ、新しいメカニズムへの途上国の参加、民間部門の役割、リーケージへの対処方法、衡平性、民間部門インセンティブ。

コンタクトグループおよび非公式協議



AWG-LCAコンタクトグループ：AWG-LCAコンタクトグループの第3回会合は午前中に開催された。議論の中心となったのは資金供与に関する行動強化であった。

フィリピンはG-77/中国の立場で、アルジェリアはアフリカグループの立場で発言し、キューバ、エジプト、インドネシア、ベネズエラ、サウジアラビア、インド、その他と共に資金に関するスピノフグループの設置を求めたが、米国とEUは反対した。

G-77/中国は、資金はバリ行動計画の主要な柱の一つであると強調した。同代表は、他の多数の国と共に、早期開始資金の透明性および長期資金に関する合意の欠如について審議する必要があると強調した。同代表は、次の項目に対する資金援助について議論する必要があると強調した：LDCs以外の途上国における国別適応計画；隔年更新報告書；報告書作成および検証作業。

G-77/中国は、「現在ある (we have now)」資金制度は「外側だけ (empty shells)」であると強調し、アフリカグループおよび他の多くの途上国と共に、2012年と2020年での資金ギャップに対する懸念を表明した。

エジプト、パキスタン、その他は、グリーン気候基金(GCF)とCOP間での制度アレンジをどう結論づけるか審議するよう求めた。EUは、AWG-LCAはCOPとGCF間のアレンジを審議する適切な場とはいえないと指摘した。

中国は、GCFが可能な限り早期に作業を開始できるようGCFおよび常任委員会の資本化を求めた。サウジアラビアは、公共および民間の資金源に特に注意する必要があると述べた。パキスタンは、資金のギャップの排除は緩和のギャップ排除と同等の重要性があると強調した。同代表はEUおよびブラジルの支持を受け、早期開始資金で学んだことが重要だと指摘した。

米国とEUは、次の点を強調した：先進国はギャップがないことを保証する；長期資金作業計画は設置されている；先進国は早期開始資金への資金供与を十分約束する。またEUは、資金供与に関する決定はダーバンおよびカンクンで行われたものだと指摘した。

AWG-LCAコンタクトグループは月曜日に再度会合する。

レビューに関するスピノフグループ (AWG-LCA)：進行役のGertraud Wollansky (オーストリア)は会合の開会にあたり、情報ペーパーを提出し、決定書1/CP.16および 2/CP.17(AWG-LCAの作業成果)に記載するこのグループのマンデートに焦点を当てた。同進行役は、更なる明確化に必要な要素は何か、その感触を得るため非公式協議を行ったと説明した。同進行役は、レビューの範囲さらにはインプットの専門家による考察に関し、異なる意見があったと報告した。

ボツワナはアフリカグループの立場で発言し、ダーバン決定書がレビューの範囲と規則を規定しているとし、その範囲には気温の目標だけでなく実施方法が途上国にとり適切かどうか含まれると指摘し、中国とブラジルもこれを支持した。

トリニダード・トバゴはAOSISの立場で発言し、レビューの早期開始を求め、シンガポール、EU、その他と共に、カンクンで合意された内容に基づき範囲を絞る必要があると強調した。同代表は、このグループでは「いつ、何が行われたか」、まさにその点に焦点を当てるべきだと述べた。さらに同代表は、レビューを補助するよう補助機関に求めたところで、専門家組織の設置が妨げられるわけではないと指摘した。

REDD+に関するスピノフグループ (AWG-LCA) : REDD+に関するスピノフグループは午後に開催され、Yaw Osafo (ガーナ)が進行役を務めた。

参加者は、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)に規定する結果ベースの行動への資金供与を行う規則および手順に関し意見交換を行った。一部の締約国は、ドーハでのCOP 決定書に含まれる可能性がある要素も指摘した。

ガイアナは、フィリピンの支持を受け、2°C目標はREDD+を解決策に含める場合にのみ達成可能であると強調した。同代表は他の多くの国とともに、必要な資金規模を得るには多様な資金源が必要だと強調した。多数の締約国が GCFにREDD+の資金窓口設置を支持した。中国は、公共の資金源を希望すると表明したが、他の資金源の探求を拒むわけではないとも述べた。

メキシコは、REDD+に参加する締約国は検証された排出削減量を算定し、炭素貯留ユニットを算定する国内レジストリを設置し、UNFCCCのREDD+レジストリに情報を提供して二重計算を防止するという自国の提案について説明した。ボリビアは、非市場ベースアプローチの更なる審議を求めた。ブラジルは、オフセットの発生に基づくことがない適切な市場ベースメカニズムという新しい考えについてさらに審議することを支持した。

EUは、REDD+の排出削減結果は第三者によるレビューで評価されるべきだと述べた。同代表は、スイス、インドとともに、定義にういてさらに審議するよう提案した。

インドは、森林劣化による排出量の測定について、共通の手法で合意できるまでは、各国独自の手法を用いるべきだと述べた。

進行役のOsafoは、決定書2/CP.17が要求するとおり、事務局がテクニカルペーパーを作成し、REDD+ワークショップの開催日については協議すると指摘した。

数値および文章に関するスピンオフグループ (AWG-KP) : 午後、第3項目 (数値/文章) に関する非公式スピンオフグループ会合が開催され、締約国 は、締約国の約束の野心度、および割当量単位(AAUs)余剰分の繰越に焦点を当てて議論した。

野心に関し、ある先進国グループは2つの提案を提起した。第一の提案は条約の下での2013-2015年レビューに合わせて締約国のQELROsの野心度をレビューし、一部の締約国が提起した 8年の約束期間では低い野心度で固定されるとの懸念に対処するというもの。第二の提案は、締約国が野心度を高めやすいよう、議定書附属書B の改定手順簡素化を含める。

ある途上国は、議定書の下での約束を高めるべく、QELROs改定の提案を提起した。この提案では、附属書I締約国はいかなるときでも自国のQELROsを強化でき、そのような改定は次の行動をとることで直ちに有効となるとする: 自国の AAUsの一部を没収; 没収されたユニットは、この目的のため国内レジストリの中に設置した取り消し口座に移す; この移動について事務局に連絡する。

その後、締約国は余剰AAUsの第一約束期間から第二 約束期間への繰越に関するオプションについて検討した。次回会合では、「中間点 (middle ground) 」の提案オプションに焦点を当てて議論し、概念を明確化し、審議のため単一文書を作成するとの観点から、提案が意味するものの評価を続けることで合意した。

廊下にて

土曜日の夜の伝統的なNGOパーティーでくつろぎ、熱狂の一週間の後、とってしかるべき一日の休暇を楽しもうとする中、多くのものが、ここ数日間の間ADPやAWG-LCAでみられた「ドラマ」、特に議題書や作業構成書でのドラマをふりかえっていた。

多数のものが議論の最後の週も手順問題が中心となるだろうと憶測していた。「この状況が続くなら、ADPは議題書さえ採択できずにボンを離れるというのが最悪のシナリオだ」と、いらだった表情を浮かべた参加者は述べた、この参加者はさらに、「反ADP締約国」という多様な諸国の連合は議事進行をどうしても妨げようとしているとさえ論じた。別なものは、AWG-KPやAWG-LCAでの進展、特に先進国のQELROsで進展がなされるまでは、ADPの議論が進む可能性は低いと指摘した。

一部の参加者は、仕事のない瞬間を楽しみつつ、暫定ADP議長 (女性) の幅広い多数の仕事をこなす技能も、議題での行き詰まり打開に向け、かなり引き延ばされるのではないかと冗談を言った。「ボンでは組織上の問題を解決しようとプロセスを進めるだけにし、ドーハではできれば作業プログラムを採択し、2013年には作業の本格始動を始める計画だと聞いた。そうでなければ、プロセスにとって良くないから」と。



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - May 2012
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

バンコックでの会議が実際に開催されるかどうかはまた不確定であり、議長団はこれについても決定していないようだ。「このようにダラダラした会議では、ドーハの前に本当に会合を追加しなければならないだろう」と、疲れた表情でマリタイムホテルに向かう交渉担当者は言った。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherrille Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.